

決算特別委員会総務文教分科会

R2.9.16 (水) 午前10時30分
R2.9.17 (木) 午前10時
R2.9.18 (金) 午前10時
R2.9.23 (水) 午前10時
R2.9.24 (木) 午前10時
場 所： 第3委員会室、全員協議会室

1 開会

2 事務局日程説明

3 付託議案審査(説明～質疑)

- (1) 令和元年度亀岡市一般会計決算認定について(第6号議案所管分)
- (2) 令和元年度亀岡市曾我部山林事業特別会計決算認定について(第12号議案)
- (3) 令和元年度各財産区特別会計決算認定について(第16号議案～第45号議案)

報告 「健全化判断比率及び資金不足比率の状況」
報告 「亀岡市教育委員会点検・評価報告書」

4 事務事業評価

- (1) 移住・定住促進経費(移住促進施設事業経費)
- (2) セーフコミュニティ推進事業経費
- (3) 生涯学習推進経費
- (4) 文化振興経費(かめおか霧の芸術祭に係る経費)

5 討論～分科会採決

6 委員長報告の確認

7 その他

健全化判断比率等に係る

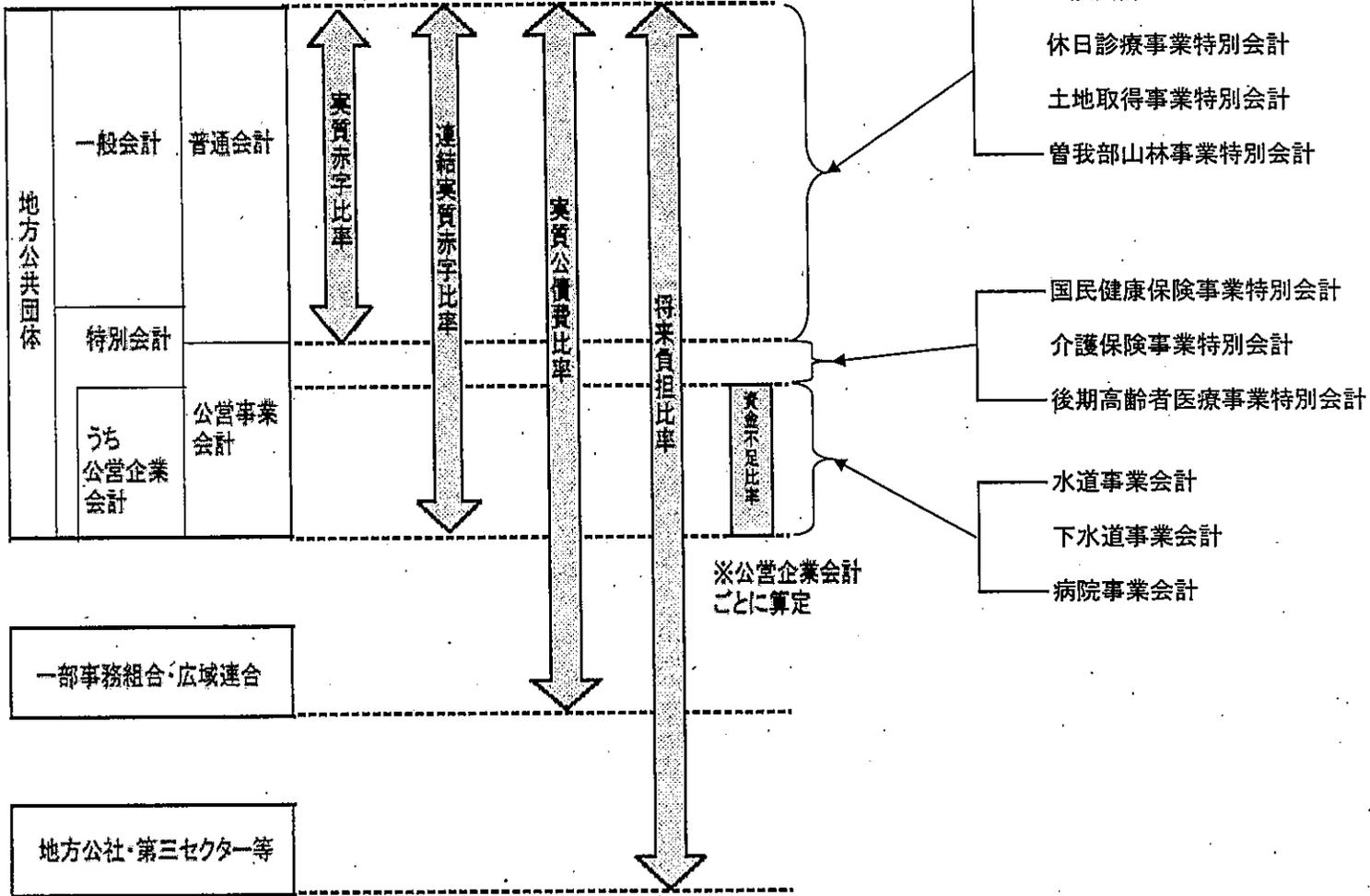
総務文教決算分科会 資料

令和2年9月

企画管理部

健全化判断比率等の対象について

(地方公共団体財政健全化法)



健全化判断比率等の算定方法

(単位:千円)

1 実質赤字比率

①	対象範囲	一般会計等＝一般会計＋一部特別会計(休日診療事業特別会計、土地取得事業特別会計、曾我部山林事業特別会計)
②	概要	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
③	算式	$\frac{\text{実質赤字額} = \text{繰上充用額} + (\text{支払繰延額} + \text{事業繰越額})}{\text{標準財政規模}}$
④	積算	$= \frac{-665,461 + (0 + 0)}{18,683,963}$
⑤	数値	— (※ -3.56%)

2 連結実質赤字比率

①	対象範囲	全会計＝一般会計等＋その他特別会計(国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療)＋企業会計(水道・下水道・病院)
②	概要	全会計を対象とした実質赤字(資金不足額)の標準財政規模に対する比率
③	算式	$\frac{\text{連結実質赤字額} = (\text{一般・特別会計の実質赤字} + \text{企業会計の資金不足額}) - (\text{一般・特別会計の実質黒字} + \text{企業会計の資金剰余額})}{\text{標準財政規模}}$
④	積算	$= \frac{(0 + 0) - (894,302 + 3,467,917)}{18,683,963}$
⑤	数値	— (※ -23.34%)

3 実質公債費比率

①	対象範囲	連結実質赤字比率の範囲＋一部事務組合(中部広域消防組合、南丹病院組合、住宅新築資金等貸付事業管理組合、後期高齢者医療広域連合、自治会館管理組合、京都地方税機構)
②	概要	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率(3か年平均)
③	算式	$\frac{\text{地方債の元利償還金} \cdot \text{準元利償還金} - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$
④	積算	$H_{29} = \frac{(4,257,741 + 1,494,232) - (284,077 + 3,303,329)}{18,825,393} = 13.9\%$
		$H_{30} = \frac{(4,349,912 + 1,319,143) - (256,749 + 3,189,170)}{18,773,029} = 14.3\%$
		$R_1 = \frac{(4,235,974 + 1,241,101) - (276,460 + 3,112,989)}{18,683,963} = 13.4\%$
⑤	数値	3か年平均＝(13.9%＋14.3%＋13.4%)÷3＝13.8%

4 将来負担比率

①	対象範囲	実質公債費比率の範囲 + 地方独立行政法人・地方三公社(土地開発公社)・第三セクター等		
②	概要	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率		
③	算式	$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$		
④	積算	56,465,708 - (3,845,425 + 3,016,780 + 33,983,006)		3,112,989
⑤	数値			100.3%

※将来負担額の内訳

*一般会計等における地方債現在高 42,121,332 千円

*債務負担行為に基づく支出予定額 135,207 千円

*公営企業債等繰入見込額 10,375,889 千円

*組合等負担等見込額 198,430 千円

*退職手当負担見込額 3,634,850 千円

5 資金不足比率

①	対象範囲	各公営企業		
②	概要	公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率		
③	算式 (法適用企業)	$\frac{\text{資金の不足額}(\text{流動負債} + \text{建設改良費等以外の地方債残高} - \text{流動資産} - \text{解消可能資金不足額})}{\text{事業の規模}(\text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額})}$		
④	水道事業 積算	160,946 + 0 - 3,232,546 - 0		(※ -247.1%)
	下水道事業 積算	196,122 + 468,777 - 888,474 - 0		(※ -13.5%)
④	病院事業 積算	361,092 + 0 - 533,834 - 0		(※ -6.6%)
		2,634,154		

(参考)

令和元年度決算 14市 財政健全化法に基づく「健全化判断比率」の概要(速報値)

(○の数字は順位) (単位:%)

	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率		将来負担比率	
	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度
亀岡市	—	—	—	—	⑬ 13.8	⑫ 13.4	⑨ 100.3	⑫ 126.7
福知山市	—	—	—	—	⑨ 10.9	⑨ 11.2	⑦ 52.1	⑦ 64.7
舞鶴市	—	—	—	—	⑩ 12.0	⑨ 11.2	⑩ 111.1	⑩ 107.2
綾部市	—	—	—	—	⑨ 9.5	⑧ 9.8	⑫ 129.5	⑩ 109.2
宇治市	—	—	—	—	② 1.1	③ 1.6	① —	① —
宮津市	—	—	—	—	⑭ 20.0	⑭ 20.9	⑭ 243.0	⑭ 221.1
城陽市	—	—	—	—	⑥ 9.1	⑥ 8.8	⑩ 107.2	⑨ 97.3
向日市	—	—	—	—	⑤ 3.2	④ 3.0	④ 0.2	① —
長岡京市	—	—	—	—	① 0.9	① 0.4	⑤ 8.1	⑤ 9.8
八幡市	—	—	—	—	④ 1.9	② 1.3	① —	④ 0.2
京田辺市	—	—	—	—	③ 1.6	④ 3.0	① —	① —
京丹後市	—	—	—	—	⑩ 12.4	⑩ 11.4	⑬ 137.9	⑬ 127.1
南丹市	—	—	—	—	⑫ 13.4	⑬ 13.6	⑧ 82.7	⑧ 92.2
木津川市	—	—	—	—	⑥ 9.1	⑦ 9.6	⑤ 30.0	⑤ 35.1

早期健全化基準 (黄色信号基準)	11.59~14.43%	16.59~19.43%	25.0%	350.0% (政令市400.0%)
財政再生基準 (赤信号基準)	20.00%	30.00%	35.0%	

令和元年度 工事等随意契約件数

11件 (うち2件合冊が1件)

担当課	工事(業務)名	契約業者	当初契約金額(円)	契約年月日	随意契約理由
1 建築住宅課 (都市整備課)	都整業委第5号 亀岡運動公園体育館指定避難所施設整備工事監理業務委託	株式会社 都市環境設計	3,520,000	令和元年7月1日	亀岡運動公園体育館指定避難所施設整備工事にあたり、工事監理業務における「設計意図の伝達業務」を委託するもの。平成21年国土交通省告示第15号において、工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある業務として示されていることから、設計者である(株)都市環境設計と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき)の規定に基づき随意契約する。
2 自治防災課	31自業委第24号 亀岡市同報系デジタル防災行政無線整備工事施工監理業務	株式会社 建設技術研究所 京都事務所	5,775,000	令和元年7月23日	委託先である(株)建設技術研究所 京都事務所は、本件事業に係る実施設計者であり、設計図書内容を熟知しており、設計図書に示された設計意図を現実化させ、かつ工事の施工を設計図書に合致させることができる唯一の業者であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき)の規定に基づき随意契約する。
3 桂川・道路整備課	1業委第1号 市道上畑ヶ池ノ北線調査設計業務委託(その1)	サンスイコンサルタンツ 株式会社	2,882,000	令和元年8月8日	事業実施中である「国営緊急農地再編整備事業(亀岡中部地区)」と並行して実施中の「市道上畑ヶ池ノ北線道路新設改良工事」に係る実施設計を行うもの。本業務は、圃場整備事業と密な連携が必要であり、圃場整備に関連しての計画等を熟知している業者でないことと検討が困難であるのに加え、迅速な対応が必要であることから、農林水産省発注の圃場整備の実施設計業者と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき)の規定に基づき随意契約する。
4 桂川・道路整備課	1業委第2号 市道南掛湯谷線調査設計業務委託	株式会社 エース	4,840,000	令和元年9月2日	「市道南掛湯谷線道路改良工事」は、平成29年度から設計業務を行い、平成30年度に用地取得し、平成31年3月に工事発注を行い施工して来たが、工事施工に伴い、周辺の伐採や掘削を行った結果、実際の背面土の土質状況等が、想定していた軟岩ではなく土砂であり、施工できないことが判明し、詳細設計の業務を新たに発注する必要があるため、また、通行止めで施工中の現場であることから迅速な対応が求められるため、当初設計業務を請け負った(株)エースと、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき)の規定に基づき随意契約する。
5 建築住宅課 (文化・スポーツ課)	1文第1号 亀岡会館除却に伴う周辺整備工事	山口・今井・サンケイ・堤製特定建設工事 共同企業体	4,620,000	令和元年9月12日	施工中である「亀岡会館除却等工事」の工区内における工事であり、現場を管理し、状況に精通している除却工事の受注者に施工させることが、工期の短縮、経費の削減に加え、業務の円滑な実施を確保するうえで有利であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号(競争入札に付することが不利と認められるとき)の規定に基づき随意契約する。
6 桂川・道路整備課	1業委第3号 JR千代川駅バリアフリー整備実施設計業務委託(その2)	ジェイアール西日本コンサルタンツ 株式会社	1,980,000	令和元年10月8日	千代川駅バリアフリー環境整備事業で、当初計画していた取り合い工では対応できず、別途設計業務を行い施工方法を決定する必要が生じた。この業務は、当該事業に精通し、JR西日本の駅施設改修内容に熟知した業者でなければ対応できないため、平成28年度に千代川駅バリアフリー環境整備事業基本設計を実施し、平成30年度千代川駅駅施設改修工事の設計をJR西日本より受注した業者である、ジェイアール西日本コンサルタンツ(株)と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき)の規定に基づき随意契約する。
7 下水道課	業委第1-4号 亀岡市公共下水道事業 並河枝線実施設計業務委託	株式会社 八州 京都営業所	9,350,000	令和2年1月23日	本業務は、大井町並河地内にて実施中の南丹都市計画事業大井町南部土地区画整備事業と並行して区域内の工場排水を円滑に行うための並河枝線実施設計業務委託であり、設計については、区画整理事業にて下水道施設計画を行い、その計画に基づき工事を進めていたが、計画排水量を超える工場が誘致されたこと等に伴い早急に現ルートとは別に排水ルートを計画するものである。本業務は、区画整理事業区域内の実施となることから、区画整理組合が、区画整理事業の設計業務及び工事監理業務等の協定を締結し、また、区域内を熟知していることで設計図面作成等の時間が短縮でき経費の削減が見込める、(株)八州京都営業所と、公営企業法施行令第21条の14第1項第6号(競争入札に付することが不利と認められるとき)の規定に基づき随意契約する。
8 環境クリーン推進課	1環推第1号 若宮橋架替事業に伴う占用物件撤去工事	株式会社 吉川組	27,390,000	令和2年3月24日	国道9号線若宮橋架替事業は、国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所が実施中の事業であるが、犬飼川右岸側の工事施工にあたり、亀岡市若宮工場の占有物件である排水管等がその工事の支障物件であるとして京都国道事務所から亀岡市に撤去を求められた。その結果、亀岡市が撤去を行うこととなったが、本工事は国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所が発注する、国道9号線若宮橋架替事業の施工範囲内で、施工時期も同一となることから、犬飼川右岸側工事の施工業者である(株)吉川組と、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号(競争入札に付することが不利と認められるとき)の規定に基づき随意契約する。
9-1 土木管理課 【合冊】	30災第2637号 普通河川寒谷川河川災害復旧工事	株式会社 石村組	4,026,000	令和2年3月27日	当該工事現場は、河川護岸が崩壊しており、いつ大雨による河川の急激な増水が起こるか分からない状況の中で、崩壊している状態のまま経過観察とすることは大変危険であり、状況を悪化させる恐れもあることから、早急な対応が必要である。しかし、京都府全域で平成29年度から30年度に発生した災害復旧工事の集中等により、現場作業員や現場代理人の確保が困難な状況が続いていることが原因で、過去の入札において応札者がいなかった。このため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号(入札者又は落札者がいないとき)の規定に基づき随意契約する。
9-2	30災第2623号 普通河川芦原川河川災害復旧工事		5,832,200	令和2年3月27日	
10 土木管理課	道修第18号 市道中山神原線道路維持修繕工事	株式会社 山口工業	2,167,000	令和2年3月9日	市道中山神原線については、「30災第2624号 市道中山神原線道路災害復旧工事」が施工中であり、本工事はその工事と隣接、交錯する箇所での工事である。当該災害復旧工事を施工中の業者が施工する場合には、工期の短縮、経費の削減、工事の安全・円滑かつ適正な施工を確保するうえで有利と認められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号(競争入札に付することが不利と認められるとき)の規定に基づき随意契約する。
11 土木管理課	土業委第5号 亀岡市道路台帳補正作業業務委託	国際航業 株式会社 京都支店	3,542,000	令和2年3月12日	施工中の「土業委第4号 亀岡市道路台帳補正作業業務委託」と同一業者が実施することにより、スムーズな作業実施が図れ、電子計算演算処理の委託費用も安価となるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号(競争入札に付することが不利と認められるとき)の規定に基づき随意契約する。

※指名委員会で審査をしたもののみを記載。(指名委員会に諮る案件は、工事または工事に繋がる委託業務である。)

令和元年度プロポーザル方式での契約件数

11 件

令和2年3月末現在

	担当課	件名	公募・指名	契約業者	契約金額	契約日
1	都市計画課	亀岡駅南周辺地区まちなみ・まちづくり構想策定業務委託に係る公募型プロポーザルの実施	公募 4者	㈱アプル総合計画事務所	9,130,000	令和元年7月29日
2	秘書広報課	亀岡市名誉市民肖像レリーフ作製業務	指名 5者	㈱よし与工房	2,552,000	令和元年7月12日
3	障がい福祉課	「第4期亀岡市障がい者基本計画」等策定に係る基礎調査(アンケート調査等)業務」指名型プロポーザルの実施について	指名 6者	㈱地域社会研究所	2,052,000	令和元年7月23日
4	高齢福祉課	令和元年度亀岡市敬老記念品(米寿・白寿・最高高齢者)選定に係る対象事業者への通知について	指名 9者	①㈱亀屋様装センター ②㈱長尾ふとん ③㈱青木商事	①米寿 1,998円/1個 ②白寿 4,320円/1枚 ③最高齢者9,720円/1枚 最高齢者は、30万以下のため契約を締結する必要なし。	令和元年8月9日
5	土木管理課	「亀岡市街路灯LED化事業」公募型プロポーザルの実施について	公募 3者	三井住友トラスト・バナソニックファイナンス㈱	74,644,680	令和元年11月6日
6	高齢福祉課	令和元年度亀岡市高齢者等実態調査・後期高齢者実態把握調査の実施及び調査業務委託に係るプロポーザル	指名 8者	㈱サーベイリサーチセンター大阪事務所	3,163,600	令和元年11月1日
7	都市整備課	都整業委第18号 市道上矢田線ウエルカムガーデン植栽業務委託に係る企画提案の実施について	指名 7者	㈱本梅森造園土木	3,937,059	令和2年2月14日
8	下水道課	亀岡市年谷浄化センター等維持管理業務委託に係る公募型プロポーザル	公募 1者	東洋メンテナンス㈱	772,200,000	令和2年3月2日
9	総務課	亀岡市RPA導入開発支援業務委託に係る指名型プロポーザルの実施	指名 9者	㈱日立システムズ関西支社	5,698,000	令和2年2月4日
10	市民力推進課	亀岡市交流会館クライミングウォール設置事業に係る公募型プロポーザル	公募 2者	㈱AVANTI	17,160,000	令和元年11月27日
11	文化・スポーツ課	東京2020オリンピック聖火リレー亀岡市警備計画及び警備業務委託	公募 1者	㈱近畿日本ツーリスト関西 京都支店	6,027,736	令和2年3月10日

※平成31年4月1日から令和2年3月末までにプロポーザル方式で実施する決裁が契約検査課に合議され、かつ契約を行ったもののみを記載。

プロポーザル方式ガイドライン
【亀岡市】

令和 2 年 3 月

企画管理部契約検査課

目次

I 基本事項

第1 目的	3
第2 定義等	3
第3 対象となる契約	3
第4 参加資格	4
第5 実施要領等の策定	5
第6 プロポーザル選定委員会	6
第7 情報公開及び提供	7

II 事務手続き

第1 プロポーザル方式の基本的な事務フロー	8
第2 所管課における基本的な事務手順	9
第3 留意事項	10

III 様式集(標準例・参考様式等)

(標準例1) プロポーザル実施要領 別表「審査項目」(例)	11
(標準例2) 仕様書	12
(標準例3) プロポーザル公告	18
(標準例4) 指名通知書	19
(標準例5) 参加資格審査結果通知書	20
(標準例6) 事業者選定委員会設置要領(内規)	25
(標準例7) プロポーザル審査結果通知書	26
(参考様式1) プロポーザル参加申込書	27
(参考様式2) 参加意思確認書	28
(参考様式3) 事業所概要	29
(参考様式4) 業務実績書	30
(参考様式5) 質問書	31
(参考様式6) 企画提案書(表紙)	32
(参考様式7) 予定担当者調査	33
(参考様式8) 辞退届	34
(参考様式9) 誓約書	35
(参考様式10) 役員等調査	36
(事務関係1) プロポーザル実施伺書記載例	37
(事務関係2) 審査結果報告書項目一覧表	38
(事務関係3) 審査結果一覧表	39
附則	40
	41
	42

基本事項

第1 (目的)

このガイドラインは、亀岡市が発注する委託業務等の契約で、プロポーザル方式によりその契約の相手方となる候補者を選定することがふさわしい場合の手続きについて共通して遵守すべき基本事項と事務手続き等の標準例を示し、プロポーザル方式の適切かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

市が発注する委託業務等(以下、「業務」という。)の中で、プロポーザル方式の対象となる業務は多岐にわたるため、本ガイドラインを参考に業務内容にに応じて、参加資格、企画提案を求める内容、評価基準について検討を加え、適切な事務手続きを行うものとする。

第2 (定義等)

1 このガイドラインにおいて「プロポーザル方式」とは、その性質又は目的が価格のみによる競争入札に適さないと認められる場合において、参加資格を満たす者から企画提案書の提出を受け、実績、専門性、技術力、企画力、創造性、業務遂行能力等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者を選定し、その候補者(以下「候補者」という。)と随意契約を行う方式をいう。

2 プロポーザル方式の形式は、次に掲げるものとする。

(1) 公募型

参加資格要件を満たす参加者を広く公募する方法

(2) 指名型

参加資格要件を満たす参加者を指名する方法

3 プロポーザル方式の形式は、「公募型」を原則とする。ただし、契約の性質又は目的から参加者の範囲が限られることが明らかである場合に指名型とすることができるとする。

第3 (対象となる契約)

プロポーザル方式によることができる契約は、競争入札に適さない業務であつて、高度又は専門的な技術力、企画能力、遂行能力が要求されるものであり、あらかじめ市において仕様を定めることが適さず、提出された(技術)提案書に基づいて仕様を作成するほうが最も優れた成果を期待できるものを対象とする。

(例) 行政計画の調査、立案業務

情報システム開発、導入、運用、サービス提供等に関する業務
施設の維持管理・運営に関する業務
設備の導入、改修、維持管理等に関する業務
催事、公演、イベント企画等に関する業務
景観等を重視した施設設計等の業務 など

第4 (参加資格)

- 1 プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。
 - (1) 国や地方公共団体等の指名停止を受けていないこと。
 - ア 公募型プロポーザル方式にあつては、公告から契約締結日まで
 - イ 指名型プロポーザル方式にあつては、指名通知日から契約締結日まで
 - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
 - (4) 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立てをしていないこと。
 - (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 役員等(参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 業務一括再委託しない者。
- 2 「魯岡市競争入札参加資格者」でないものをプロポーザル方式により参加させる場合は、次に掲げる書類を提出させ、確認した上で当該プロポーザルに参加させることとする。
 - (1) 法人にあつては、商業登記簿謄本(現在事項証明書、履歴事項全部証明書でも可)
 - (2) 個人にあつては、住民票等住所がわかる証明書
 - (3) 法人にあつては、本社分の直近年度の消費税及び地方消費税納税証明書(その3又はその3の3)、市町村税の納税証明書(滞納がないことが確認できるもの)
 - (4) 個人にあつては、直近年度の消費税及び地方消費税納税証明書(その3又はその3の2)、市町村税の納税証明書(滞納がないことが確認できるもの)
 - (5) 誓約書及び役員一覧表

- (6) 支店・営業所の場合、本社の委任状
- (7) その他、条件により登録証明書（必要な資格の確認）

3 前2項に規定するもののほか、必要な参加資格要件は、対象業務の内容に応じて、別に定めるものとする。

4 参加者は、候補者決定までの間に、前各項に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

第5 (実施要領等の策定)

1 実施要領の策定

プロポーザルの実施に当たっては、業務概要、参加資格、候補者選定方法等、当該プロポーザルを実施するうえで必要となる事項を定めた実施要領を策定しなければならない。次の各号を参考に必要な事項について定めるものとする。

- (1) 目的
- (2) 業務概要（業務名、業務内容、業務場所、業務期間、見積限度額など）
- (3) 実施形式（公募型または指名型）
- (4) 日程（公募又は指名日、質疑、企画提案書の提出締切、審査日など）
- (5) 参加資格（本ガイドライン、その他必要となる資格）
- (6) 参加申込の手続き（提出書類、部数、方法、場所、期限など）
- (7) 質問・回答（受付期間、提出先、回答方法など）
- (8) 企画提案書提出方法（提出書類、提出方法、提出先、受付期間など）
- (9) 企画提案書について（企画提案内容、作成上の留意点など）
- (10) 審査（日時、場所、審査方法、審査項目など）
- (11) 参加者が1者又はいない場合の取扱い（取止めの有無、通知方法など）
- (12) 選定、非選定結果通知方法（結果に対する質問方法など）
- (13) 結果通知等
- (14) 契約締結
- (15) 情報公開及び提供に関すること
- (16) その他（必要経費の負担、辞退の取扱い、失格事項、書類の取扱いなど）
- (17) 事務局（連絡先）

2 仕様書の作成

業務を実施するに当たり、最低限必要とする内容及び企画提案を求める内容等を取りまとめた「仕様書」を作成する。

仕様書の標準的な項目は、次のとおりとする。

- (1) 業務の概要
業務名、業務の目的、内容、契約期間、条件など、業務を行う上で最低限必要とする条件を記載する。
- (2) 提案内容
提案項目、実施体制など、企画提案にあたっての留意事項を記載する。

(3) 成果品、提出書類

作成方法、提出部数、様式など。

※ 必要な場合を除き、提案書等には個人の情報やそれらを類推できるような情報を記載しないように注意すること。

3 審査要領の策定

企画提案に対する審査及び評価にあたっての審査方法、項目及び基準等必要な事項を定める。

(1) 審査の対象者

審査の対象となる参加者の要件等

(2) 審査の項目・配点

審査項目と審査項目ごとの配点等、審査項目(例)を参考に策定すること。

(3) 審査の実施

審査の日時、場所、審査形式(書類審査・プレゼンテーション)等

(4) 審査の方法

企画提案から候補者等選定までの方法等

※審査の回数(1次、2次)、プレゼンテーションを行う場合の順番等。

(5) 審査基準

審査項目、審査の視点、配点及び評価の基準

※審査項目ごとに点数化する。審査項目ごとの配点は業務の内容に応じて適切に定めておくこと。なお、価格は全体評価点の15%とし、全体評価において必要に応じて最低基準点を設定することができる。

(6) その他

審査にあたっての留意事項その他必要な事項

第6 (プロポーザル選定委員会)

1 プロポーザル方式による候補者選定を厳正かつ公平に行うため、プロポーザル選定委員会(以下、選定委員会という。)を設置するものとする。

2 選定委員会においては、企画提案の審査・評価に関すること及び候補者の選定を行う。選定委員会の設置及び運営にあたっては、事業を所管する課(以下、「所管課」という。)で行う。

3 選定委員会の構成

選定委員会の委員は、5名程度とし、次の者で構成することとする。

(1) 当該業務の主管部長

(2) 当該業務の主管課長及び関係課長(総務担当課長等)

(3) 財政部門の主管部長又は主管課長

(4) 情報システム部門の職員(情報システムに関連する業務の場合に限る。)

(5) 学識経験者(専門家の意見及び助言を必要とする場合は加えることができる。)

(6) その他市長が必要と認める者

- 4 1次選考にあたっては、可能な限り参加者の商号、名称又は代表者氏名などを匿名とし、提案金額を求めるときには、企画・技術提案と価格提案を分離して評価し、提案内容をより客観的かつ公正に審査できるように配慮すること。

第7 (情報公開及び提供)

- 1 プロポーザル方式による候補者選定における公正性及び透明性を高めるとともに、説明責任を果たすため、プロポーザル実施に関する情報については、情報公開及び情報提供するものとする。

- 2 情報公開及び情報提供に関しては、次の各号に掲げる事項に留意して、実施要領に
おいて明記するものとする。

(1) 情報公開については、亀岡市情報公開条例の規定に基づき公開すること。

(2) 企画提案書等の著作権及び情報公開の方法については、実施要領等にその取扱いを記載すること。

(3) 情報提供

①候補者選定に影響を及ぼさないように行うこと。

②プロポーザルの実施や結果については、市ホームページなどを活用し、情報提供するよう努めること。

※参考(公開する項目の例)

ア 候補者選定前：実施要領、仕様書

イ 候補者選定後：実施要領、仕様書、参加者名、審査結果など

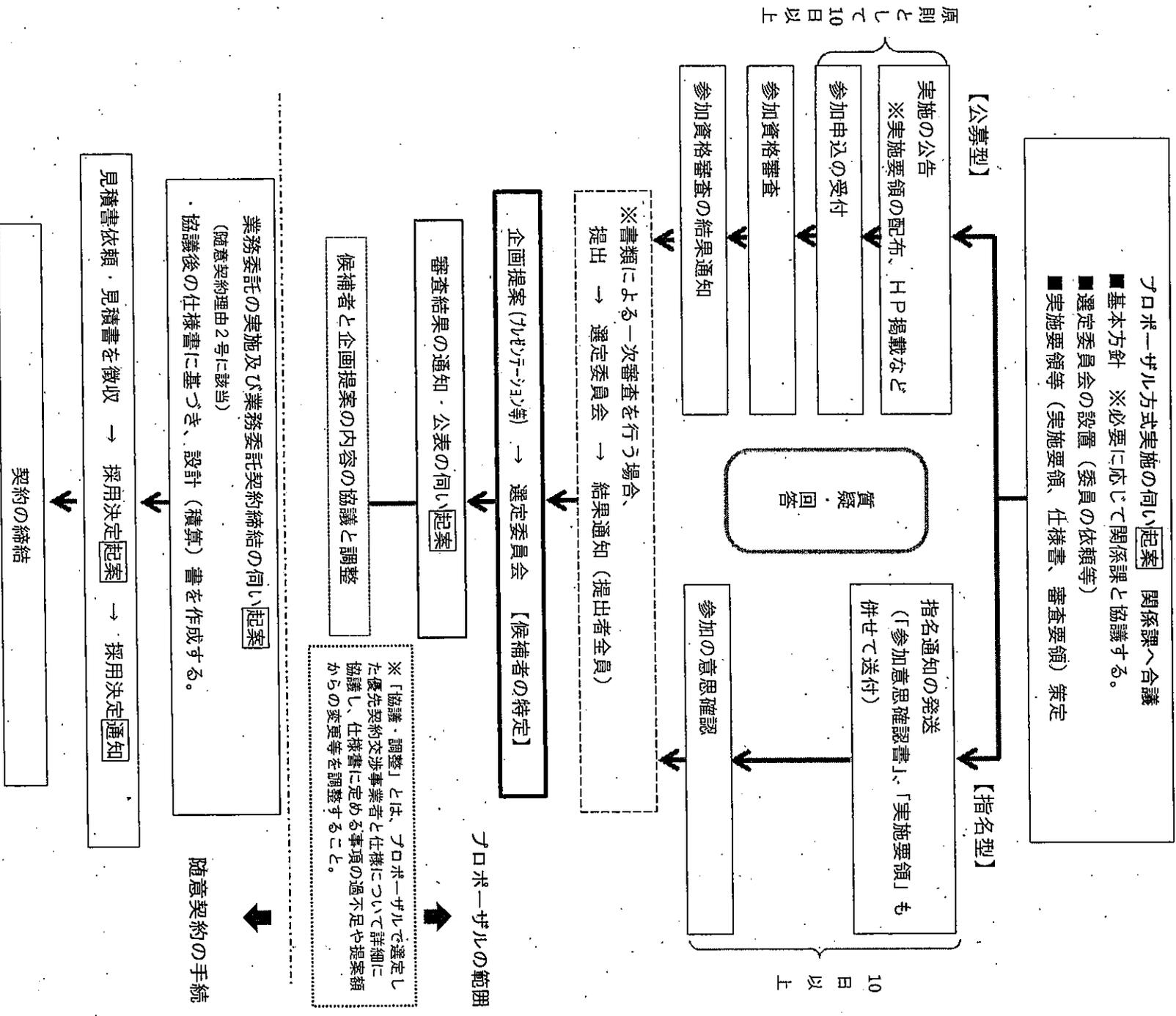
プロポーザル方式の特質

- ① 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(「その性質又は目的が競争入札に適さないものとするとき」)の規定にすることができる場合に、候補者を選定する手続きの一つです。
- ② この手続きは、あくまで随意契約の予備手続きであり、選定された候補者は随意契約の手続きに進むことができます。
- ③ 所管課は、随意契約の手続きに向けて、提出された企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議を行い、必要に応じて企画提案の内容の調整を求めることができます。
- ④ 企画提案の内容の協議と調整が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。

※あらかじめ定めた期間内に候補者との交渉が整わなかった場合の手続きは、実施要領に定めておく必要があります。

II 事務手続き

第1 プロポーザル方式の基本的な事務フロー



第2 所管課における基本的な事務手順

- 1 プロポーザル方式実施の伺い起案
所管課は、プロポーザル方式が候補者特定に際して最もふさわしい方法であるかを十分検討した上で、当該方式を採用する具体的理由及び期待できる効果などを明らかにした方針及び手続きについて決定する。必要に応じ、関係課と協議する。

【内容】(1) 選定委員会の設置

当該事業のプロポーザル選定委員会を設置要領(標準例6)に基づき設置する。

(2) 実施要領等の策定

実施要領等(実施要領、仕様書、審査要領)については、標準例を参考に策定する。仕様書の作成にあたっては、発注者側から必要とする項目を条件に明示すること。

※プロポーザルに係る日程は予定日とするが、日程が前後する可能性がある旨を同書に明記する。

- 2 プロポーザルによる業者選定実施の公告(公募型)
対象業務に係るプロポーザルの実施に係る公告は、実施要領に基づき、亀岡市ホームページ等を活用して広く公表するように努める。この場合において、参加者に周知する期間を十分に取るため、公告から参加申し込みの受付までの期間は、原則として10日以上とする。
- 3 指名の通知(指名型)
選定した参加者に対して、指名通知書(標準例4)、参加意思確認書(参考様式2)、実施要領、仕様書等を送付する。
- 4 質問・回答
プロポーザルに係る質問については、(参考様式5)で受け、回答方法等については、実施要領で定めておくこと。
- 5 参加申込等の受付
公募型にあつては、プロポーザル実施の公告後、必要書類を付した参加申込書(参考様式1)により参加申し込みの受付を行う。
また、指名型にあつては、後の予定立案に係る参加者数の把握のため指名通知後、参加意思確認書(参考様式2)により参加の意思確認を行う。
- 6 参加資格審査・審査結果の通知(公募型)
公募型において、参加申し込みをした者の参加資格を審査し、その審査結果を参加資格審査結果通知書(標準例5)により通知する。

7 企画提案書の審査

企画提案書の審査は、選定委員会において実施要領で定めた審査方法により行い、候補者及び次点以下の候補者を選定する。また、ブレゼンテーションシヨンの審査は、原則実施する。なお、参加者が1者のみの場合は、選定委員会に諮り決定する。

参加資格条件や仕様書の内容が特定の事業者に特化していないかどうかを確認の上、問題がなければ審査を行い、最低基準点を満たしていれば候補者として認める。

8 審査結果の通知・公表の伺い起案

審査結果の報告と併せて、通知・公表する旨を決定する。

9 審査結果の通知

審査結果の通知は、審査を受けた者全員に対して、審査結果通知書（標準例7）により通知する。

10 審査結果の公表

プロポーザル方式の透明性を一層確保するために、原則として、候補者を選定した後、候補者の名称、その他の参加者の名称、総合点等について、ホームページや市民情報コーナーにおいて公表する。

11 業務委託の実施及び業務委託契約締結の伺い

候補者選定後、随意契約手続きへ移行する時は、候補者と企画提案の内容の協議を調整の後、当該契約の価格の妥当性について十分検討し候補者と調整を行った上で市において積算をし、予定価格の設定を行い、見積を徴収し、採用決定を行い、契約を締結する。

なお、選定された候補者が契約を締結しない場合には、当該候補者から辞退届を徴するとともに、次点者を候補者として交渉することとする。

※プロポーザル方式を実施する旨を伺う。その際、「実施要領(案)」「仕様書(案)」

「審査要領(案)」等を添付し関係課、契約担当課に合議する。また、「審査結果の通知・公表の伺」「見積執行・契約締結伺」及び「見積結果報告」等、一連決裁についても同様の扱いとする。

第3 留意事項

企画提案書等の著作権及び情報公開の方法について、実施要領に記載すること。